

第51号議案

中間市総合会館条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

中間市長 福田 浩

中間市総合会館条例

中間市総合会館条例（令和2年中間市条例第39号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 総合的な市民サービスを提供するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、中間市総合会館（以下「総合会館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 総合会館の名称は、ハピネスなかまとする。

2 総合会館の位置は、次の表のとおりとする。

区分	位置
本館	中間市通谷一丁目36番10号
別館	中間市通谷一丁目36番16号

（館長）

第3条 総合会館に館長を置く。

（開館時間）

第4条 総合会館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1）日曜日 午前9時から午後5時まで
- （2）前号に掲げる日以外の日 午前9時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、総合会館の開館時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 総合会館の休館日は、次のとおりとする。

- （1）月曜日
- （2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3）年末年始（12月29日から翌年1月3日までをいう。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

（入館の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、総合会館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- （1）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- （2）火薬その他危険物又は迷惑となる物品若しくは動物の類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項の身体障害者補助犬を除く。）を携行する者
- （3）公の秩序若しくは善良の風俗を害し、又は職員の指示に従わない者
- （4）前3号に掲げるもののほか、総合会館の管理運営上支障があると認められる者

（使用の許可）

第7条 総合会館（附属設備、備品等を含む。第3項及び第15条から第18条までを除き、以下同じ。）を使用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し、あらかじめ市長から使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 使用目的
- (2) 使用日時及び使用する施設、附属設備、備品等
- (3) 行事名称
- (4) 使用しようとする者の住所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 市長は、総合会館の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可又は使用許可の変更をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 総合会館を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (3) 総合会館の管理運営上支障を来すおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、使用許可をすることが不適當であるとき。

3 市長は、附属設備、備品等のうち別に定めるものについて第1項の規定により使用許可又は使用許可の変更をするに当たっては、総合会館の使用に伴う場合に限り、使用許可又は使用許可の変更をすることができる。

（使用の条件）

第8条 市長は、前条第1項の規定により使用許可又は使用許可の変更をするときは、総合会館の管理運営上必要な条件を付することができる。

（使用料）

第9条 総合会館の使用料（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

2 使用料は、前納しなければならない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第10条 市長は、市が主催し、若しくは共催する行事に総合会館を使用するとき、又は特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（目的外使用等の禁止）

第11条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に総合会館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、使用を停止し、又は使用条件（第8条の規定により付された条件をいう。第2号において同じ。）を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、賠償その他の責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

- (2) 使用条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合会館の管理運営上支障があると認められるとき。

(原状回復)

第13条 使用者は、総合会館の使用を終了したとき、又は前条の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに、総合会館を使用者の負担において、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しない場合は、市がこれを行い、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第14条 使用者は、総合会館の使用に際し、総合会館を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 使用者は、その責めに帰すべき事由により事故が生じたときは、これに係る一切の責めを負わなければならない。

(管理及び運営の委託)

第15条 市長は、総合会館の効率的な運営を図るために必要があると認めるときは、その管理及び運営の一部を公共的団体に委託することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 総合会館の全部又は一部の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 総合会館の使用許可に関する業務
- (2) 総合会館の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、法令、条例、この条例に基づく規則等に従い、総合会館の管理を行わなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、同様とする。

(利用料金)

第19条 総合会館の利用者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の還付)

第20条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により総合会館が利用できなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第21条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときその他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までになされた総合会館の使用又は利用に係る許可、使用料又は利用料金の納付等であって、施行日以後の日に係るものについては、この条例の定めるところによりなされたものとみなす。

(準備行為)

3 総合会館の使用又は利用に係る申請、使用料又は利用料金の納付等であって、施行日以後の日に係るものについては、施行日前においても、この条例の定めるところにより行うことができる。

別表第1（第9条、第19条関係）

本館使用料

施設区分	使用料		単位時間	面積	収容人員
	施設	冷暖房			
研修室1 A	410円	440円	1時間	77平方メートル	30人
	620円				
研修室2 A	410円	440円	1時間	77平方メートル	30人
	620円				
和室1 A	200円	330円	1時間	51平方メートル	20人
	300円				
和室2 A	680円	660円	1時間	262平方メートル	60人
	1,030円				

文化教養室	200円	330円	90分	25平方メートル	8人
	300円				
調理実習室	410円	440円	1時間	77平方メートル	30人
	620円				
トレーニンググループ	200円	—	3時間	—	—
	300円				

備考

- 1 使用料のうち施設に係るものについて、上段は市内居住者（市の区域内に住所を有し、又は所在する者をいう。以下同じ。）、下段は市外居住者（市内居住者以外の者をいう。以下同じ。）の使用料とする。
- 2 単位時間未満の使用があるときは、これを単位時間に繰り上げるものとする。
- 3 使用時間の算定に当たっては、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 4 トレーニンググループを使用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 5 和室1A及び和室2Aについては、その一部について使用することができる。この場合における使用料の取扱いは、次の表のとおりとする。

施設区分	使用料	単位時間	面積	収容人員
和室1A	使用人数×130円	1日	51平方メートル	20人
	使用人数×200円			
和室2A	使用人数×130円	1日	262平方メートル	60人
	使用人数×200円			

備考

- 1 使用料について、上段は市内居住者、下段は市外居住者の使用料とする。
- 2 単位時間未満の使用があるときは、これを単位時間に繰り上げるものとする。
- 3 使用時間の算定に当たっては、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 4 夏季（6月1日から9月末日まで）及び冬季（11月1日から翌年2月末日まで）の使用については、冷暖房に係る使用料として、1時間使用することにより、使用人数に30円を乗じて得た額を加算する。

別表第2（第9条、第19条関係）

別館使用料

施設区分	使用料		単位時間	面積	収容人員
	施設	冷暖房			
研修室 1 B	440円	440円	1 時間	86平方メートル	43人
	660円				
研修室 2 B	330円	440円	1 時間	65平方メートル	31人
	500円				
研修室 3 B	440円	440円	1 時間	98平方メートル	37人
	660円				
研修室 4 B	330円	440円	1 時間	67平方メートル	31人
	500円				
視聴覚室	440円	440円	1 時間	97平方メートル	37人
	660円				
工芸実習室	330円	440円	1 時間	86平方メートル	25人
	500円				
和室 1 B	330円	330円	1 時間	15畳	30人
	500円				
和室 2 B	330円	330円	1 時間	20畳	40人
	500円				
多目的ホール	330円	440円	1 時間	95平方メートル	50人
	500円				
体育館	全面	330円	空調設備 なし	526平方メートル	600人
		660円			
	片面	160円			

		330円				
	卓球	110円				
		220円				
	走路	50円				
		110円				

備考

- 1 使用料のうち施設に係るものについて、上段は市内居住者、下段は市外居住者の使用料とする。
- 2 単位時間未満の使用があるときは、これを単位時間に繰り上げるものとする。
- 3 使用時間の算定に当たっては、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 4 スポーツ以外の目的で体育館を使用する場合における使用料の取扱いは、次の表のとおりとする。

施設区分		使用料		単位時間	面積	収容人員
		施設	冷暖房			
体育館	全面	3,080円	空調設備 なし	午前9時から午後 0時まで	526平方メ ートル	600人
		4,620円		午後1時から午後 5時まで		
		7,700円		午後6時から午後 9時まで		
		7,700円		午前9時から午後 5時まで		
		10,780円		午後1時から午後 9時まで		
		15,400円		全日		
備考 使用時間の算定に当たっては、準備及び後片付けに要する時間を含む。						

別表第3（第9条、第19条関係）

附属設備、備品等使用料

施設区分		使用することができる時間	使用料	単位時間
附属設備、備品等	電位治療器	午前9時から午後5時30分まで。ただし、日曜日は、午前9時から午後4時30分までとする。	100円	20分
	電気マッサージ機	午前9時から午後5時30分まで。ただし、日曜日は、午前9時から午後4時30分までとする。	100円	15分
	陶芸窯 (電気窯)	本焼	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日は、午前9時から午後5時までとする。	6,600円
素焼		3,300円		

備考

- 1 単位時間未満の使用があるときは、これを単位時間に繰り上げるものとする。
- 2 使用時間の算定に当たっては、準備及び後片付けに要する時間を含む。